

爭議原因 營業不振ヲ理由ニ月分給料ノ半額支給ノ旨

發表シタルニ因リ全額支給ヲ要求セルニ因リ

要求中額、給料全額支給

解決事項ハ承認

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 1956

常務理事 (高) 北

株式会社 北 順天産

労働争議

所在地 大阪市 淀川区 元町五丁目五

事業種類 化粧品製造

従業員 一三九名(内女一一六名)

争議参加人員 全名 (争議労働組合) 全国労働組合大阪全属鉄工連会 代表

発生日 六月二日

終結日 八月三十一日

争議発生ノ原因

本年三月男子一月給制が日給制に變更セ
 三月七日至三月廿日職年及分休日確立ノ関係也